

概要版

杉並区自殺対策計画 (第2次)

計画期間 令和5(2023)年度~令和9(2027)年度



本計画の位置付け

- ・自殺対策基本法第13条に定める市町村自殺対策計画です。
- ・杉並区健康医療計画における施策のひとつとして、同計画に包含して策定します。



誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺に至るまでには多様かつ複合的な問題があることを踏まえ、 自殺対策は、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。 自殺は個人的な問題ではなく、社会的な問題として捉え、すべての人がかけがえのない個人として尊重される 社会「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

自殺者の状況(令和5(2023)年1月時点)

●国内の自殺者

令和元(2019)年に自殺者数が2万人を下回りましたが、女性の自殺者数が2年連続して増加したほか、小中高生の自殺者数は令和2(2020)年が過去最多、令和3(2021)年が過去2番目の水準に達するなど、深刻な状況となっています。

※自殺死亡率 人口10万人当たりの自殺者数 年間の自殺死亡数÷人口×100,000



平成24(2012)年から減少傾向となりましたが、令和2(2020)年以降は増加に転じています。男女別では、男性の自殺者の割合は、自殺者全体の約65%を占めています。女性の自殺者数は、増減を繰り返しており、近年はやや増加傾向です。若年層では10歳代から30歳代の死亡原因の1位が自殺です。



区内の自殺者数と自殺死亡率



男性	区の自殺者の特徴	女性
50歳代	最も多い年代	20歳代
被雇用者、その他無職者	職業	その他無職者、被雇用者
健康、経済・生活、勤務	原因・動機となる主な問題	健康
女性の自殺者数の約2倍	その他の特徴	約4人に1人が自殺未遂歴あり

自殺対策の基本施策と取組内容

1 自殺対策に関する普及啓発の推進

- ◆自殺予防に関する正しい知識が共通認識となるよう普及啓発を行います。
- ◆ 心の健康に対しての関心を高め、早期の相談につなげるための啓発に取り組みます。
 - 自殺対策・心の健康に関する知識の啓発

区広報等を通じた自殺予防、心の健康保持の周知 自殺予防月間での集中的な普及啓発

2 相談・支援体制の強化

- ◆ 自殺に追い込まれようとしている区民のサインに気付き的確な対処ができるよう、ゲートキーパーを養成します。
- ◆各種相談等を通じて、複合的な問題を的確に受け止め、適切な支援につなげる人材を育成します。
- ◆ 関連機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の拡充を図ります。

● ゲートキーパー養成の推進

区民向けゲートキーパー養成講座の充実 窓口・相談業務を担当する職員向け研修の実施

● 相談・支援要員の育成

職員の対応力向上のためのセミナー等の開催

● 相談支援体制の強化に向けた関係機関と の連携 包括的な取組実施に向けた関係機関との連携強化 地域の関係機関ネットワーク体制の構築・充実

3 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

- ◆ 悩みが深刻化しないよう解決に向けた相談支援や心の健康保持、うつ病予防に向けた取組を推進します。
- ◆ 孤立の防止に向けた取組を実施します。
- ◆自殺未遂者やその家族への多面的な支援を実施します。

● 孤立の予防に向けた取組の推進	区民の孤立予防のための取組の実施
● 悩みに関する相談・支援の充実	区民等の様々な悩みの相談と解決に向けた支援
● 心の健康づくりに関する取組の推進	働く人・女性・介護者等へのうつ病予防に向けた取組 心の健康づくりの関心を高めるための普及啓発
● 自殺未遂者への支援強化	関係機関と連携した自殺未遂者や家族等への支援

数値目標

	令和9(2027)年度 目標値	令和3(2021)年度 実績値
◆自殺死亡率	11.0以下	15.7
※令和8(2026)年までに平成27(20◆自殺対策に関心がある人の割合	15)年に比べて30%以上減少(11.0以 60%	下)、令和9(2027)年は、維持又は減少 53.9%

◆ゲートキーパー養成者数

2,900人

2,009人